

2021年8月10日

内閣総理大臣

菅 義 偉 様

公務員労働組合連絡会

議長 武藤 公明

(公印省略)

本年の人事院勧告・報告等に関わる要求書

常日頃、職員の職務環境の整備や待遇改善にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事院は本日、月例給の改定は行わない一方で、一時金の支給月数を0.15月分引下げ、年間4.30月とする給与に関する勧告と公務員人事管理に関する報告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行いました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策という国民生活における喫緊かつ最重要な課題への対応をはじめ、発災から10年が経過した東日本大震災からの復興や近年多発する大規模自然災害への対応・対策など、職員の懸命な奮闘が続いています。

しかし、恒常的な要員の不足により、長時間労働が蔓延するなど厳しい状況は改善されておらず、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備や適切な要員と賃金労働条件の確保が必要です。

貴職におかれましては、職員が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

勧告及び意見の申出の取扱いを検討するに当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意すること。

以 上